

退学・停学その他の処分の基準について

退学・停学その他の処分については、学則に定め、詳細は、「作新学院大学女子短期大学部学生の懲戒に関する規程」に定めている。

作新学院大学女子短期大学部学則（抜粋）

第10章 賞 罰

（表彰）

第49条 学長は、人物、学業ともに優秀で他の模範となる者に対しては、教授会に意見を求めて、表彰することができる。

（懲戒）

第50条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は教授会に意見を求めて、学長が懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 退学はつぎの各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みのない者

(2) 学業を怠り成業の見込みのない者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

4 停学期間は、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が短期の場合は、修業年限に含めることがある。

5 懲戒について必要な事項は、別に定める。

作新学院大学女子短期大学部学生の懲戒に関する規程（抜粋）

この規程は、作新学院大学女子短期大学部学則（以下「学則」という。）第50条に基づいて行う学生の懲戒処分に関する規準を示すものであり、その適用にあたっては、教育的指導の観点から、適正及び公正を期するものとする。

第1章 懲戒の内容

（懲戒の種類）

第1条 学生の懲戒は、学則第50条の退学、停学、又は訓告をもって行うものとする。

(退学)

第2条 退学とは、学則違反行為に対して本学学生としての身分を喪失させることをいう。

(停学)

第3条 停学とは、登学を停止し、本学にかかわるサークル活動への参加、図書館等の大学施設の利用を停止することをいう。

2 停学は、無期停学及び有期停学とする。

(1) 無期停学の期間は3か月以上とする。

(2) 有期停学の期間は3か月未満とする。

3 停学期間は、在学年限に含め、修業年限には含めない。ただし、停学期間が1か月を超えない場合には、教授会に意見をもとめて学長は修業年限に算入できるものとする。

4 無期停学の解除は、教授会に意見をもとめて、学長が決定する。

5 停学中の学生に対しては、教育的見地から指導を行わなければならない。

(訓告)

第4条 訓告とは、注意及び警告等を記した文書により学生の行為を戒めることをいう。

(懲戒と自主退学)

第5条 懲戒手続き進行中であって懲戒処分決定前に、当該学生から自主退学の申出があった場合、科長は、教授会の議を経て、学長に退学許可を申請することができるものとする。